

教育・保育時間の拡充（預かり保育時間）

●預かり保育のニーズ

- ・「幼児教育・保育の無償化においても、認可保育所に入りたくても入ることができない待機児童問題に対する代替的な措置の一つとして、保育の必要性のある子供については幼稚園等の預かり保育の利用も無償化の対象とされているところである。」
- ・「預かり保育については、幼稚園の多くがその実施に取り組むなど、教育活動であるだけでなく、3歳以降の子供の保育の受け皿としても重要な役割を果たしていると言える。質の向上を図りつつ、幼稚園利用者の保育ニーズにも適切にこたえられるよう、一時預かり事業及び私学助成の双方における支援の充実を図る必要がある。」

* 参考：幼児教育の質の向上について（中間報告）（R2.5.26 幼児教育の実践の質向上に関する検討会）抜粋

●預かり保育の要件

- ・預かり保育を行う際に条件設定をしている園は、公立では60%、私立では25%となっている。
- ・条件としては、「保護者の就労」、「兄弟の学校行事等」、「近親者の介護」が多いが、「保護者の社会参加」や「保育からのリフレッシュ」などの条件でも預かり保育を行っている園も4割程度ある。

* 参考：令和元年度幼児教育実態調査

●預かり保育の終了時間

- ・公立では「午後4時～5時」が35%、「午後5時～6時」が30%近くとなっている。
- ・私立では、「午後5時～6時」が50%近くとなり、次いで「午後6時～7時」が30%以上となっている。

* 参考：令和元年度幼児教育実態調査